

## 市民福祉委員会記録

1 日 時 令和3年3月5日(金)  
午前 9時59分 開会  
午前11時40分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	小野辰夫	副委員長	白川 誉
委員	片平恵美	委員	篠原 茂
委員	河内優子	委員	永易英寿
委員	藤原雅彦	委員	伊藤優子
委員	山本健十郎		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 加藤 龍彦

**福祉部**

部長 藤田 憲明 総括次長(子育て支援課長) 曾我部 みさ

次長(地域福祉課長) 古川 哲久 次長(こども保育課長) 伊藤 裕敏

次長(国保課長) 近藤 弘二 生活福祉課長 村上 仁志

介護福祉課長 久枝 庄三 保健センター所長 東田 寿重

子育て支援課主幹 阿部 広昭 こども保育課主幹 藤田 康弘

国保課主幹 野藤 由治 保健センター主幹 伊藤 美幸

**危機管理統括部長**

危機管理統括部長 庄司 誠一

**市民環境部**

部長 原 正夫 総括次長(地域コミュニティ課長) 長井 秀旗

次長(市民課長) 酒井 千幸 危機管理課長 竹林 栄一

環境保全課長 小島 篤 環境施設課長 小野 隆典

**消防本部**

消防長 毛利 弘 総括次長(予防課長) 高橋 裕二

警防課長 伊藤 英知 予防課主幹 高橋 茂雅

6 議会事務局職員出席者

事務局次長 飯尾 誠二 議事課主任 越智 雅弘

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

## 8 会議の概要

○ 開 会 午前 9時59分

●小野委員長：〈開会挨拶〉

○加藤副市長：〈挨拶〉

### ◎福祉部関係

#### ◇議案第4号 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●篠原委員：一般相談支援事業及び特定相談支援事業について、具体的な相談内容はどんなものか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：一般相談支援事業と特定相談支援事業の違いについて、一般相談支援事業は、簡単に言うと障害の認定を受けていない方が現在障害者に該当するかなど、障害に関して何でも相談に乗るというタイプの事業である。特定相談支援事業は、例えば障害者手帳を持っている方の計画相談などである。今回の条例改正に関しては、総合福祉センターにおける、特に金銭管理等の生活に関する御相談について、その背景として、知的障害、精神障害、発達障害等をお持ちの方がおられることから、一体的に対応するのが利便性の向上につながるということで、条例を改正しようとするものである。

●永易委員：総合福祉センターと障がい者福祉センターの、それぞれの事務局体制、相談窓口の有資格者数と人員配置はどうなっているか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：相談に係る人員に関しては、現在、相談事業の事務に携わっているのは2名である。障がい者福祉センターには、3つのタイプの相談をお願いしており、1つ目は、障害なのかどうかも分からないという状況での、障害に関する相談というタイプ、2つ目は、一般相談支援で、障害ではあるが、どんなサービスを使っているか分からないとか、今後どうしていくかというタイプ、3つ目は、特定相談支援の計画相談である。今回の条例改正で、そのうちの一般相談支援と特定相談支援について、総合福祉センターに窓口を開設することで、先ほど申し上げたような利便性の向上を図る。障がい者福祉センターには、1つ目のタイプの相談受付機能が残っているが、一般相談支援と特定相談支援に係る相談支援員は2名で、この2名が総合福祉センターへ配置されるという計画になっている。

●永易委員：配置換えだけで、人員の増加や有資格者の強化は考えていないか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：そうである。

●伊藤委員：市の職員が総合福祉センターに異動するということか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：現在既に社会福祉協議会の中でその事務を行っている職員が2名おり、その2名が障がい者福祉センターから総合福祉センターに異動になるということである。

●篠原委員：この条例改正は法改正によるものか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：法改正によるものではない。市と社会福祉協議会との間で、利用者である障害者の方の利便性の向上や、社会福祉協議会の機能強化について、この間ずっと協議してきていた。障がい者福祉センターでは、専門家もいる体制なので、2つの相談事業を移しても相談は継続するが、総合福祉センターに障害に関する相談をきちんと受け付けられる人がいないのではないかと協議の中で話が出ており、この方向性において、総合福祉センターの機能強化に向けてやっという変更したものである。

●藤原委員：一番大事なのは利用者の皆さんの声であり、その声があってそういう体制をつくっていったのであれば理解できる。しかし、窓口がたくさんあるのも確かにいいが、利用する側としては、どちらに行ったらいいのだろうかということも考えられるがどうか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：今回、相談窓口が移行しても電話番号が変わることはないので、相談したい側においては、今までと同じように相談の申込みに行くと、これまでは窓口が障がい者福祉センターだったのが、総合福祉センターに来てくださいということとなる。ただ、障害者の相談であるので、来てもらうよりは、お伺いするケースも多いかと思う。利用者の声としては、せっかく相談してもその後また金銭管理に関する相談の機会を別途設けないといけないとか、また総合福祉センターに足を運ばないといけないということがあり、一度にできたらよかったのにとというものが幾つかあったので、その点については解消すると思っている。

●永易委員：今回、窓口の統一という意味では、総合福祉センターの権利擁護課に総合相談の窓口を集約することは考えなかったのか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：社会福祉協議会との協議の中で、そういう方向性の話題も出た。ただ、先ほど藤原委員からもあったように、利用者からの声に基づいて、順番に対応していきたいというところで、まずは総合福祉センターで障害に関する相談をしっかりと受けられる体制をつくるという協議をしている。

●山本委員：今回、委員が質疑しているいろんなことが分かったが、もう少しかみ砕いてきちんと説明してほしい。

< 討 論 >      な      し

< 採 決 >      全会一致   原案可決

#### ◇議案第5号 新居浜市母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：<説明>

<質 疑>

●片平委員：3世帯6名の方が入所されていたと思うが、その方々は今住宅の確保や生活の安定などができている状態なのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：今年度当初には3世帯6名の方がおられたが、8月時点で2世帯2名が自立可能ということで市営住宅へ転出されている。今現在は1世帯2名の方がおられるが、今日が市営住宅の申込みの抽選日で、そちらに申込みをしている状況である。抽選に当たれば、もちろん市営住宅へ転居ということになるが、もし当たらなくても、自立に向けてはいろいろと進んでおり、一般の住宅や市営住宅への一般申込みも考えている。

●伊藤委員：清光寮には寮母などがいて、きめ細やかに相談体制が整っていたと思うが、市営住宅や民間の住宅に行った場合にそういう相談がきちんとできるのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：施設はなくなるが、婦人相談員や家庭児童相談員による相談、金銭面も含めたような母子・父子自立支援員による相談といった今までの支援方法は、充実、継続をしていかなければいけないと思っている。今までだと、清光寮があるのでわざわざ相談員が出かけていく必要があまりなかったが、施設がなくなることを前提に、待っているだけではなく、電話でのお伺いや、時には家庭訪問で相談に乗ったり、相談がなくても声をかけたりといった、退寮者の方に対する継続的な支援を行ってまいりたいと思っている。窓口対応においても今の体制ででき得る限りのことは行い、もし1人では暮らすことができないような状況であれば、施設の紹介もできるし、経済的に苦しいということであれば、生活保護での支援も可能であるので、でき得る限りやってまいりたいと思っている。

●伊藤委員：今までの入所者に対してはそれでいいと思うが、新規でそういう支援が必要な方には、市営住宅が空いていないときなどにどうするのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：先ほど説明した中で、大きく分けて、居住の確保、生活の安定に関する支援、精神的な支援が必要だと思っている。生活の安定に関する支援については、お金を借りるための制度の紹介ももちろん必要だと思うし、社会福祉協議会において、保証人が不要な住まいのあっせんなどもしていただけるので、いろいろ枝葉を広げて、それらに対する同行や、一緒に考えるといったことをぜひやっていきたいと思っている。精神的な支援については、先ほども申し上げたように、窓口や電話、訪問などによって継続していくのと、子供のことだけになるが、生活がなかなか落ち着かない子供や、家庭に問題のある子供などをピックアップして、いろいろなケースを取り上げて考えていく要保護児童対策地域協議会がある。それには学校、児童センター、児童相談所、警察、保健センターの職員が入っており、子供や母親をどうしたら支援できるかということを定期的に話し合っているので、そういうところでフォローを続けていきたいと思っている。

●片平委員：緊急避難というケースについては、この施設は関係ないのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：DVによって緊急避難しなければならない場合について、清光寮にもそういう部屋は設定していた。ただ、清光寮には夜間の管理者がいなかったのが、片手落ちの部分があり、実際にDVから避難された方の利用は、私が来てからはゼロだった。男女共同参画課や配偶者暴力相談支援センターの対応によって、松山の施設に行かれるのが、現実的にはほぼ100%である。

●片平委員：提案理由では、施設の老朽化に伴いということで、建物自体の廃止は理解できる。今は雇用促進住宅に入っていると思うが、この形で継続することはできないのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：今、旧雇用促進住宅に緊急避難的に入らせていただいているが、ここも7年後には取り壊す予定である。一般の市民の方や、東田の市営住宅の建て替えで一時的に入っている方などもおり、その中で母子生活支援施設を運営するのは大変難しい状況である。出入りの管理がしづらく、一般の方との差を設けることができないということや、当初は入居者とのトラブルもあり、なかなか運営が困難であった。

<討 論>

●伊藤委員：母子世帯で住むところがなかったり、DVなどで困っていたりする方もおられると思うので、その人その人に寄り添えるようにしていただきたいと要望して賛成する。

●片平委員：緊急避難的に松山の施設に行くなどいろいろあると思うが、やはり市内にこういった母子の支援施設を置くべきではないかと私は思う。松山ではなく、市できちんと見ていけるように、そういう施設は必要だと思うので反対する。

<採 決> 賛成多数 原案可決

#### ◇議案第6号 新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：<説明>

<質 疑>

●藤原委員：確認だが、数は少ないながら、中学校を卒業して働く子供たちもいると思うが、働いていても18歳までは医療費助成の対象になるのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：働いている方についても全員対象としている。

●藤原委員：関連で、中学校を卒業して就職しているのは何人ぐらいいるのか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：令和元年度の中学校卒業生1,028人のうち、市内進学が844人、市外進学が136人、県外進学が25人、就職が15人、無職が8人である。

<討 論> な し  
<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第7号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○近藤福祉部次長（国保課長）：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：7割、5割、2割の軽減について、国民健康保険料のどの部分が軽減されるのか。

○近藤福祉部次長（国保課長）：平等割と均等割を合わせた応益部分と言われる部分が軽減対象となる。所得割額については対象とならない。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第8号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○久枝介護福祉課長：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：1号保険料は据え置いたとのことだが、県内各市の状況はどうなっているか。

○久枝介護福祉課長：現在情報をいただいている内容では、県内の市で、増額改定を予定しているのが大洲市と西予市の2市、据置きが新居浜市を含む9市である。11市の中で、新居浜市の順位は高いほうから7番目、ほぼ真ん中くらいである。補足として、県内の町では、増額が4町、据置きが3町、減額が2町である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第9号 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○久枝介護福祉課長：<説明>

<質 疑>

●永易委員：市内の居宅介護事業所では、人気の有無もあるとは思いますが、ケアプランの申請数が多く、受け付けられないところもあるので、市において介護支援専門員の養成を強化していく上で、例えば事業所などへ働きやすい環境づくりに係る補助金を出したり、研修が受けやすい制度をつくったりといったことは今後考えていくのか。

○久枝介護福祉課長：言われるような居宅介護支援事業所に限った支援は具体的には考えていない。そういう御要望があるというのも正直なところあまり聞いていないので、今後そういうニーズがあるのか調査させていただきたいと思う。

●永易委員：新居浜市で一番多くケアプランを作成している事業所においては、いっぱいいっぱいな状況である。人気の有無で非常に偏りがあると思うが、例えば新居浜市でも、地域包括支援センターで主任介護支援専門員が不足していた時期があったと思うが、市でも集めにくいのに民間ではさらに難しい状況であるので、現地の実態調査をしていただきたいが、その辺はいかがか。

○久枝介護福祉課長：永易委員が言われるように、主任介護支援専門員については不足しているところがあると思う。そのために規制緩和した改正になっているが、そういった支援も考えていく。

●山本委員：以前から主任介護支援専門員は非常に少ないという話があり、私が聞いたところでは、県が認定者数を多くしないと聞いている。主任介護支援専門員の確保が著しく困難であると書かれて

いるが、県が資格を取らせる数を増やさないと話をいろんなところで聞いているが、それはどうなのか。

○久枝介護福祉課長：この場合の困難という意味は、資格を取るのに経験年数が必要であるとか、専門員の研修が県単位で、約2か月間のうち12日間ぐらいの研修メニューになっており、その研修が常にあるわけではなく、受けるタイミングが難しいということがある。そういう意味では、直ちに主任ケアマネジャーがいないという状態はあり得るので、こういった条文改正になっている。県が主任ケアマネの数を限るようにしているのではないと思う。研修の定員は80名と決まっているが、県の社協の主催にて毎年確実に研修が行われており、要望すれば新居浜市から推薦して研修を受けていただいているので、要望した分が受けられなかったということはない。

●山本委員：それであれば構わない。以前に職員に聞いたのでは、県が研修受講者を絞っていて、主任介護支援専門員がいなくて困っているという話だった。

●白川副委員長：この条例の一部改正を行うことで、介護事業者、現場で働かれています方、利用者それぞれに対してどういう影響があり得ると想定しているか。

○久枝介護福祉課長：人員配置の関係だと、資格要件等の適用猶予や延長については、緩和措置ではあるが、やむを得ない場合など例外的な場合に限られているので、利用者についてはあまり大きな影響はないと思われる。ただ、ほかの点で、かなり多くのことが変わっており、例えば、無資格で施設で働いておられる方に対しては、認知症の介護基礎研修を受ける義務づけがあったり、ケアプランについて、同一事業所で受けているサービスについてはその割合等を利用者にきちんと開示するといったことなどがあたりるので、そういう意味では、働く方々にとって少し手間が増える部分はあろうかと思う。ただ、適正な介護サービスを受けていただくという意味では、そういったことが大事であるという考え方である。ほかにも、災害対策のため、地域における防災訓練などをできるだけ行う、また、感染症に対する対策や、災害や感染症があってもサービスを続けられるための対策を行うなど、働く方々と、施設や事業所にとって少し負担が増える部分がある。そういうものは経過措置期間なども設けられているので、どのように対処していくかについて、事業者と相談をしながら、改善していくよう一緒に考えてまいりたいと思う。

●片平委員：規制緩和ということで、乱暴な言い方だが、ずっと人手不足が続いているから、条例をそちらに合わせてしまおうという感じなのかと考えるが、それでは根本的な解決にならないのではないかとと思うがどうか。

○久枝介護福祉課長：先ほど申したように、人員に関する改定部分については、もともとあった資格要件の緩和を延長するほか、やむを得ない場合、例外的な場合に限られるので、根本的な解決にはならないが、現状として法律違反にならないよう運営できるという部分があり、そういう面では意味があると思っている。

#### <討 論>

●片平委員：利用者に大きな影響はないということだったが、今までなら人員が足りないから何とかして探さなければいけないというものであったのが、オーケーになったからこれでいいとなったり、3ユニットを夜間2人で見るという規定があったりしたかと思うが、そういうのは利用者にとっていい方向ではないと思っているので反対する。

●白川副委員長：需要と供給があるので、ぜひこういったコロナのタイミングで、同じエッセンシャルワーカーの中でも、医療従事者の方は結構光が当たるが、介護の現場の方の話を知ると、いろんなプライベートな部分も結構制限されていると聞いている。できる範囲で、このタイミングにおいて、別枠で、介護従事者の方に頑張ってくださいというような新たな支援枠を要望して賛成する。

<採 決> 賛成多数 原案可決

◇議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

\*後刻一括採決

◇議案第24号 令和2年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書の提出方について

＜意見・討論＞

●片平委員：窓口負担2割化ということは、倍になってしまうということであるが、この生活の厳しいときに窓口負担が倍になってしまうというのは、受診控えを招いて重症化のリスクを高めると思うので賛成する。

●山本委員：先ほど片平委員も言われたように、非常に難しい問題であるが、閣議決定され2022年から実施されるということで、私も該当する人間の一人であるが、新居浜市には75歳以上が2万人ぐらいおり、そのうち該当者は3,100名ぐらいいるそうである。そういうことで、該当者のお話も聞きたいということも含め、継続審査でお願いしたい。

休憩 午前11時12分／再開 午前11時13分

◇請願第10号 加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出方について

＜意見・討論＞

●片平委員：補聴器の補助について、補聴器は本当に高く、またいい物を買わないと聞こえがすごく悪いが、いい物はとても高いということで、補聴器をつけない方が多数おられる。それで認知症が進行していたり、外に出るのがおっくうになったりする高齢者の方もたくさんおられる。ぜひこの補助制度の意見書は採択していただきたいと思う。

●伊藤委員：昨年議長会からも要請されているようだが、私たちの会派の中でもまだ意見が分かれており、集約されていないので、継続でお願いする。

休憩 午前11時14分／再開 午前11時22分

## ◎消防関係

### ◇議案第12号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋消防本部総括次長（予防課長）：＜説明＞

<質 疑>

●片平委員：今市内には50キロワット以内の急速充電設備があるということで伺っているが、国内には何キロワットまでの設備が存在しているのか。200キロワットの製品なども既に出回っているのか。

○毛利消防長：国内の設備については、全て公表されてはいないが、管理している業界団体によると、50キロワットを超えるようなものは今のところない見込みであるが、確定ではない。今後、電気自動車の普及に関して、急速充電設備が必要になってくるので、出力を上げる目的で今回200キロワットまでにしている。

●篠原委員：新居浜市内には何か所ぐらいあるのか。

○高橋消防本部総括次長（予防課長）：急速充電設備の関係団体のホームページによると、愛媛日産新居浜菘生、西日本三菱新居浜店、愛媛日産新居浜上泉、ダイキ新居浜店、イオンモール、道の駅マイントピア別子など7か所となっている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

### ◇議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

○高橋消防本部総括次長（予防課長）：＜説明＞

<質 疑> な し

\*後刻一括採決

休憩 午前11時29分／再開 午前11時30分

## ◎市民環境部関係

### ◇議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：＜説明＞

<質 疑>

●伊藤委員：個人番号カード交付事業費について、個人番号カードの交付は市内で何%になっているのか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：2月末時点で24.7%である。

●伊藤委員：これは多いと見ているのか、少ないと見ているのか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：これまで年間1%ぐらいだった伸びが、今年度は十数%増加し、県の平均は超えたものの、まだ全国平均には届いていない。来年度引き続き頑張りたい。

●篠原委員：災害対策基金積立金について、22万4,000円繰り入れて、1億3,000万円ぐらいになったという説明だったが、大体幾らぐらいあれば適正だと感じているのか。

○竹林危機管理課長：基金の創設時に、1億2,000万円を目標としていたので、積立額は適正ではないかと思っている。

<討 論> な し



<採 決> 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前11時40分

# 市民福祉委員会付託案件表

令和3年3月5日

## ○福祉部関係

議案第 4号 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 新居浜市母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

議案第 6号 新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第3款 民生費 . . . . . 4・33~36

〔 第2項 児童福祉費  
1目 児童福祉総務費 放課後児童対策費 を除く 〕

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（5目 環境管理費を除く） . . . . . 4・37~38

第3表 繰越明許費補正 追加

第3款 民生費 . . . . . 7

議案第 24号 令和2年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

. . . . . 12~14・56~59

議案第 28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第3款 民生費 . . . . . 3・15・16

第2表 繰越明許費補正 追加

第3款 民生費 . . . . . 4

請願第 1号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書の提出方について

（継続審査分）

請願第 10号 加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出方について

## ○消防関係

議案第12号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第9款 消防費（財源補正を除く）	4・5・45

## ○市民環境部関係

議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
14目 市民活動費	4・30
18目 災害対策基金費	4・31
第3項 戸籍住民基本台帳費	4・32・33
第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費	
5目 環境管理費	4・37
第2項 清掃費	4・38・39
第2表 継続費補正 変更	
第4款 衛生費	6